

岐阜市マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく認定等に係る事務処理要綱

令和4年3月31日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）に基づく管理計画の認定等に係る事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理計画 法第5条の3に規定する管理計画をいう。
- (2) 事前確認 法第5条の4各号（第4号にあつては、法第3条第2項第3号に規定するマンション管理適正化指針に掲げる事項に限る。）に掲げる基準に適合していることを証するために、公益財団法人マンション管理センターが行う審査をいう。
- (3) 認定管理者等 法第5条の5に規定する認定管理者等をいう。
- (4) 認定管理計画 法第5条の8に規定する認定管理計画をいう。
- (5) 管理計画認定マンション 法第5条の8に規定する管理計画認定マンションをいう。

(事前の手続)

第3条 法第5条の3第1項（法第5条の6第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定による認定の申請（以下「認定申請」という。）をしようとする者は、認定申請を行う前に、事前確認を受けなければならない。

(市長が必要と認める書類)

第4条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）第1条の2第1項に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事前確認を受けていることを証する書類
- (2) 付近見取図
- (3) 配置図

(申請の取下届)

第5条 認定申請又は法第5条の7第1項の規定による変更に係る認定の申請（以下「変更認定申請」という。）をした者が当該申請を取り下げる場合は、管理計画認定申請取下届（様式第1号）の正本1通及び副本1通を市長に提出するものとする。

2 前項の場合において、認定申請又は変更認定申請に係る申請書の正本及びその添付書類は、当該申請をした者に返却しないものとする。

(管理の取りやめ)

第6条 認定管理者等は、管理計画認定マンションの管理を取りやめようとする場合は、認定

管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出書（様式第2号）の正本1通及び副本1通を市長に提出するものとする。

（認定しない旨の通知）

第7条 市長は、認定申請又は変更認定申請に係る管理計画が法第5条の4各号に掲げる基準に適合しないと認めた場合は、その旨を認定しない旨の通知書（様式第3号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（計画変更届）

第8条 認定管理者等は、認定管理計画の変更（省令第1条の9に規定する軽微な変更に限る。）をしようとする場合は、認定管理計画変更届（様式第4号）正本1通及び副本1通に当該変更に係る書類を添えて、市長に提出するものとする。

（報告の徴収）

第9条 法第5条の8の規定による報告の徴収は、管理計画認定マンションの管理状況の報告について（依頼）（様式第5号）により行うものとする。

（改善命令）

第10条 法第5条の9の規定による改善命令は、認定管理計画に基づく管理に関する改善命令書（様式第6号）により行うものとする。

（認定の取消し）

第11条 法第5条の10第2項の規定による認定の取消しの通知は、認定取消通知書（様式第7号）により行うものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。